

特定小売供給約款の変更届出について

2025 年 9 月 30 日

東京電力エナジーパートナー株式会社

当社は、2026 年 4 月 1 日より低圧（規制部門）の供給条件の見直しを行うことについて、本日、経済産業大臣に特定小売供給約款の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

<主な変更内容^{※1}>① 低圧電力における時報用または警報用の扱いの終了^{※2}

時報用または警報用の用途で低圧電力を契約している場合の料金は、基本料金のみを申し受けておりますが、一般の負荷設備と同様の扱いに変更し、まったく電気を使用しない場合の基本料金を半額といたします。

② 使用電力量の算定方法の変更^{※2※3}

使用電力量は、原則として、当月検針日における電力量計の読みと前月検針日における電力量計の読みの差引きにより算定しておりますが、一般送配電事業者等から提供される 30 分ごとの接続供給電力量^{※4}の合計により算定することに変更いたします。

また、使用電力量の算定方法の変更に伴い、支払義務発生日は原則検針日から、当社が一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を受領した日に変更いたします。

③ 供給停止の予告等の方法の見直し

当社は、次の予告等のために書面発送等を実施しておりますが、お客さまが正当な理由なく予告等を受け取られない場合は、予告等のための書面を書留郵便にて発送し、書面を発送した日から 2 日後に予告等をしたものとみなすことに見直しいたします。

- ・お客さまが料金の支払期日をさらに 20 日経過してもなお支払われない場合等で、当社が電気の供給を停止する旨を予告するとき
- ・お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、当社が電気の供給を停止する旨を警告するとき
- ・電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合等で、当社が需給契約を解約する旨をお知らせするとき

④ その他の見直し

- ・計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合または従量制供給のお客さまで計量器を取り付けない場合の使用電力量は、当社とお客さまとの協議により定めておりますが、当社と一般送配電事業者等との協議により定めることに見直しいたします^{※5}。
- ・災害時における特別措置（支払期日の延伸、不使用日の基本料金免除等）の適用のお申出をいただく場合、罹災証明書等を原則として提出いただくこととしておりますが、必要に応じて提出いただくことに見直しいたします。

- ※1 見直し後の特定小売供給約款は、[当社ホームページ](#)を参照ください。
- ※2 特定小売供給約款にもとづく需給契約を管理しているシステムを将来的に新たなシステムへ移行することを見据えた見直しであり、当面の間、現在の扱いを継続し、現在の扱いを終了する際は、あらかじめその旨を当社のホームページ等でお知らせいたします。
- ※3 従来型計量器を前提とした算定方法からスマートメーターを前提とした算定方法への変更であり、見直し前後で年間の使用電力量に実質的な差はございません。
- ※4 託送供給等約款に定める、供給地点において計量された接続供給に係る電力量を指します。
- ※5 当社が使用電力量を協議する際に依拠する基準は変わりませんので、見直し前後で協議結果に実質的な差はございません。